

## 1 議事日程

追加日程 第1号 議長辞職の件

追加日程 第2号 議長の選挙

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 第14号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 2 会議に付した事件

議事日程どおり

## 3 出席議員（8名）

1番 北 詰 勝 之 君

2番 高 橋 佐代子 君

3番 長谷川 勝 己 君

4番 山 口 雄 三 君

5番 村 井 公 平 君

6番 森 元 清 蔵 君

7番 井 上 茂 和 君

8番 辻 誠 一 君

## 4 欠席議員（なし）

## 5 説明のため出席した理事者（19名）

管理者

加 東 市 長 安 田 正 義 君

副管理者

西 脇 市 長 來 住 壽 一 君

加 西 市 長 西 村 和 平 君

多可町長	戸田善規君
加東市副市長	山田義人君

消防担当課長

西脇市防災対策課長	森脇達也君
加西市危機管理課長	石野隆範君
加東市参事兼防災課長	臼井敏正君
多可町生活安全課副課長	藤原満君

消防本部

消防長	岸本耕一君
消防部長	石古覚君
警防部長	山西修君
西脇消防署長	高井明君
加西消防署長	藤原光浩君
加東消防署長	西山修一君
多可消防署長	芹生信弘君
企画財政課長	藤原正勝君
救急課長	小林浩太郎君
情報管理課長	徳岡恒夫君

6 出席事務局職員（3名）

総務課長	森本純生君
総務課副課長	中嶋利久君
総務課副課長	石井満君

○議長（長谷川勝己君） どうも皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから第6回北はりま消防組合臨時会を開会したいと思います。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走に入り、今年も残すところわずかとなりましたが、特にきょうは非常に寒い風が吹いております。雪がちらついたような日でございます。しかし、本日ここに第6回北はりま消防組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員御出席賜り、まことにありがとうございます。本日召集されました臨時会の付議案件は、給与条例の一部を改正する条例制定の件でございます。何とぞ議員各位におかれましては慎重に御審議の上、適切妥当な結果が得られますようお願い申し上げます。また、本日は会議規則第8条第2項の規定によりまして会議時間を変更いたしておりますが、何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうも御苦労さまでございます。

それでは管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） 失礼します。ただいま議長のほうから御挨拶いただきましたが、大変年末の押し迫った時期に臨時会の召集をさせていただいたにもかかわらず、議員各位には御健勝にて御参集をいただきまして心から御礼申し上げます。日ごろは当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを、改めて心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先般、山梨県の中央自動車道のトンネル内で天井板が落下するという大きな事故がございまして、走行中の自動車が事故に巻き込まれて9名の方がお亡くなりになるという惨事が発生いたしました。考えますと、やっぱりあんなところで全くの予想もできないと言いますか、そんなことが現実起こりつつあるというこういう状況で、我々としては住民の安全と安心の確保、そういったことをやっぱり力を注がなければならない、そんなことを改めて感じておるところでございます。またそういった信頼が得られるように、これからも全力で取り組んでまいりたいと存じます。何とぞひとつよろしくようお願い申し上げます。

さて、本日私どもから提案させていただく案件につきましては、御案内のとおり北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。慎重審議賜りまして、適切なる御結論を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） ここで暫時休憩をいたします。

午後5時03分 休憩

---

午後5時04分 開議

○副議長（高橋佐代子君） 失礼いたします。ただいま休憩中に議長より辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定により副議長の私が議長の職務を行います。

どうかよろしくお願ひいたします。

午後5時04分 休憩

---

午後5時05分 開議

○副議長（高橋佐代子君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

この際御報告いたします。ただいま議長長谷川勝己さんから本日付で一身上の都合により議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋佐代子君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

#### 追加日程第1号 議長辞職の件

○副議長（高橋佐代子君） 追加日程第1号 議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、3番、長谷川勝己さんの退場を求めます。

（3番、長谷川勝己議員退場）

○副議長（高橋佐代子君） お諮りいたします。長谷川勝己さんの議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋佐代子君） 異議なしと認めます。したがって、長谷川勝己さんの議長の辞職を許可することに決定いたしました。3番、長谷川勝己さんの退場を解除いたします。

（3番、長谷川勝己議員議席に着く）

○副議長（高橋佐代子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思ひますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋佐代子君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

#### 追加日程第2号 議長の選挙

○副議長（高橋佐代子君） 追加日程第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋佐代子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦に

よることに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。指名の方法については、副議長が指名することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋佐代子君) 異議なしと認めます。したがって、副議長において指名することに決定いたしました。議長に井上茂和さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました井上茂和さんを議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋佐代子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました井上茂和さんが議長に当選されました。

#### 当選告知

○副議長(高橋佐代子君) ただいま、当選されました井上茂和さんが議場におられますので、本席から議長の当選告知をいたします。井上茂和さん、御挨拶をお願いいたします。

#### 議長就任挨拶

○議長(井上茂和君) ただいま皆様方より御推挙いただきました。議長の重責を担うことになりました加東市議会議員の井上茂和でございます。大変微力ではございますが、皆様方の御支援、御協力を得ながら議会の運営に誠心誠意努めてまいり所存でございますので、どうかよろしくをお願いいたします。議員各位、理事者各位の御協力を重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○副議長(高橋佐代子君) 以上で議長の代理としての職務が終わりました。各位の御協力、本当にありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

午後5時09分 休憩

---

午後5時10分 開議

#### 開会宣言

○議長(井上茂和君) 失礼いたします。それでは休憩を閉じ、会議を再開いたしたいと思っております。

ただいまより議長席をお預かりいたしましたので、何とぞ皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ではございますが、議事に入ります。ただいまの議員の出席数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。ただいまから第6回北はりま消防組合議会臨時会を開催いたします。これより本日の会議を開きます。

### 日程第 1 議席の指定

○議長（井上茂和君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回西脇市、加東市議会におきまして当組合議会議員の変更があり、新たに 3 人の方が選出されておりますので、会議規則第 3 条第 1 項の規定により本職において指定いたします。1 番、北詰勝之君、5 番、村井公平君、7 番、私、井上茂和を指定いたします。

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（井上茂和君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 60 条の規定により本職から指名いたします。5 番、村井公平君、6 番、森元清蔵君、この兩名を指名いたします。

### 日程第 3 会期の決定

○議長（井上茂和君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

### 日程第 4 第 14 号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

○議長（井上茂和君） 日程第 4、第 14 号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防部長、石古覚君。

○消防部長（石古覚君） それでは、第 14 号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、国家公務員の給与は現在、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律により給与減額措置が講じられているため、今回の人事院勧告の昇給制度見直しについては平成 26 年 4 月から実施する方向で閣議決定していますが、地方公務員の給与改定に当たっては地方公務員法の趣旨に沿い、国における取り扱い並びに都道府県人事委員会の報告等を勘案し適切に対処することとされています。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

その改正内容について御説明申し上げます。55 歳を超える職員については、昇給区分の勤務成績が特に良好である場合以外は昇給停止とする。つまり、標準の勤務成績では昇給させないこととするものでございます。

それでは条文に沿って御説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。

まず、現行の第9条第2項中「により職員」の右に「（前年度末55歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、第2項から前年度末55歳を超える職員を対象外として除きます。

次に同条第3項を「前年度末55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。」に改め、前年度末55歳を超える職員の昇給号給数は、勤務成績が特に良好な場合に限り行うこととするものです。なお、この条例の施行期日は平成25年1月1日からとしております。

以上簡単でございますが、第14号議案 北はりま消防組合員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上茂和君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

辻君。

○8番（辻誠一君） それでは何点かお尋ねをさせていただきたいと思います。このたびの改正で第9条第3号に新たな規定が設けられるわけですがけれども、特に良好である場合というのはどういう場合を指すのか。全部を良好な成績で勤務した職員は、一般的に僕の中ではそれこそ特に良好な職員なんじゃないかなとこういうふうに思うんですけれども、あえてここに特に良好である場合に限りとこう書いてありますので、それを一つは教えていただきたい。

それから勤務成績に応じて規則で定める基準にとございます。改正前には55歳を超える職員は2号給を一つの基準にして、その職務を定めるところになっておりましたけれども、この場合はどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） まず1点目。特に良好とはどのような状況を指すのかという御質問だったと思います。これにつきましては給与規則第8条第1項に規定しております勤務成績が特に良好である職員とはどういうものになるかということで二通りございます。まず1点目が、勤務成績が極めて良好である職員。それと今の掲げる職員以外の職員。という2つにわかれておるわけなんです、その特に良好である職員というのは当然この勤務成績を評価しようとする場合、勤務評定が主になってきます。新たな勤務評定制度として各自治体では人事考課制度を導入して個々の勤務評定とか、自己申告による業務目標、勤務実績等々実施しまして、個人、組織のモチベーションを高めようとしております。しかし一部自治体におきましてはチームで業務を遂行するような組織立った行動

を求められております消防士とか、保育士は個々の個性がでにくいという職種であるため対象から除外されているという場合もございます。当組合としては現在人事考課制度を導入しておりませんが、自己申告制度を取り入れて職務の自己評価、それと仕事に対する希望、異動希望等を記入しまして、それを基に個別面談を行っております。そういうことで人事考課制度とは別になりますが、それによく似たような状況で今のところ勤務成績に反映させているという状況でございます。ですから一応の勤務評価はできるという体制になっておりまして、これに基づきまして評価が特によいものにつきましては昇給させるというような状況になっております。

次に2点目ですが、これも規則に定められております案件でございまして、まず昇給の号給数につきましては規則の別表第6に55歳までの職員等、55歳を超える職員にわかれて表になっております。この中で55歳未満につきましては、特に優秀な者につきましては8号以上、次のBランクにつきましては6号、ふつうの一般、良好な者につきましては4号、良好でない者については2号、著しく悪い者についてはなしというような状況になっております。その状況につきましては今回の条例改正では改正はございませんが、この55歳を超える職員につきましては、現在Aランクにつきましては4号、Bランクにつきましては3号、Cランクにつきましては2号、Dランクにつきましては1号、Eランクにつきましてはゼロという状況の者が、それぞれ今回改正されまして、4が2、3が1、2以下は昇給はなしという状況で、昇給させることになっております。以上です。

○議長（井上茂和君） 辻君。

○8番（辻誠一君） 要するに今の説明だとこの条例には出てこないけれども、この条例を改正すると同時に別表の規則のほうも変わって、仮に昇給する場合にあっても今までよりもアップ率が少ないとこういう理解でいいのかなとこういうふうに思うんですけど、先ほどの説明資料の中にこのたびの改正で年間45万円ほどが削減されると書いてありますが、昇給させないというのではなくて、先ほどの説明だと、ちゃんと評価をして、特に良好である場合というか、特に良好な職員さんばかりでないと困るんじゃないかとこういうふうに思うんですけども、それなりに昇給する道は確保されとると、頑張ったらちゃんと昇給はありますよと、これになった途端に条例改正したら55歳で全く昇給せえへんという問題が決してないという理解ということですか。

○議長（井上茂和君） 石古君。

○消防部長（石古覚君） 今おっしゃったとおりの状況になります。

○議長（井上茂和君） よろしいですか。ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（井上茂和君）　これで討論を終わります。

これから第14号議案　北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（井上茂和君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 閉　会　宣　言

○議長（井上茂和君）　以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。これをもって、第6回北はりま消防組合議会臨時会を閉会といたします。

午後5時24分　閉会

### 挨拶

○議長（井上茂和君）　閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本件、臨時会により提案された案件について議員各位の慎重な御審議により滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては消防組織、施設の充実につながるよう一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。議員各位におかれましても体調管理には十分留意され、ますます御健勝にて新年をお迎えになりますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ここで管理者挨拶をお願いいたします。安田正義君。

○管理者（安田正義君）　それでは閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

ただいまは、提案申し上げました案件につきまして慎重審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきました。心からお礼申し上げます。開会の挨拶でも申し上げましたが、本当に悲惨な事故が発生し、実にこれいつ発生するとかかわからない、そんな状況の中でございますが、やはり我々として住民の方々の安心というところにぜひ取り組んでまいりたいとこんなふうに思っております。本当に変わらない御協力を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本当に寒い時期を迎えてございます。まだまだ年を明けて小寒、大寒といった本当に寒さ加わってくる時期でございます。議員各位の御自愛あるさらなる御健勝、そしてまた御活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

なお、せっかくの機会でございますので、実は10月22日の第5回定例会に先立っての議員協議会におきまして、消防庁舎の整備方針について御説明申し上げましたけれども、少しまとまりのないお話に終わってしまっておったところがございますので、この後時間を頂戴して御報告を申し上げたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長（井上茂和君） 暫時休憩します。

午後 5 時 2 6 分 休憩

---

午後 5 時 2 7 分 開議

○議長（井上茂和君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど管理者の挨拶が終わりました。これをもって散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 長谷川 勝 己

北はりま消防組合議会副議長 高 橋 佐代子

北はりま消防組合議会新議長 井 上 茂 和

会 議 録 署 名 議 員 村 井 公 平

会 議 録 署 名 議 員 森 元 清 蔵